



(公財)水道技術研究センター
〒112-0004 東京都文京区後楽 2-3-28
K. I. S 飯田橋ビル 7F
TEL 03-5805-0264, FAX 03-5805-0265
E-mail jwrchot@jwrc-net.or.jp
URL <http://www.jwrc-net.or.jp>

消火栓数の推移

－水道統計に基づく試算結果－

(はじめに)

水道法第24条第1項において「水道事業者は、当該水道に公共の消防のための消火栓を設置しなければならない。」とされています。一方、水道統計では、消火栓数について、地上(基)、地下(基)、その他(基)の別に調査が行われています。

そこで、水道統計をもとに、消火栓数の全国的な推移及び平成30年度における都道府県別の消火栓数について試算してみましたので、その結果を以下に示すこととします。

(参考1) 水道法第24条

水道法(昭和三十二年六月十五日法律第百七十七号) 一抜粋一

(消火栓)

第二十四条 水道事業者は、当該水道に公共の消防のための消火栓を設置しなければならない。

2 市町村は、その区域内に、消火栓を設置した水道事業者に対し、その消火栓の設置及び管理に要する費用その他その水道が消防用に使用されることに伴い増加した水道施設の設置及び管理に要する費用につき、当該水道事業者との協議により、相当額の補償をしなければならない。

3 水道事業者は、公共の消防用として使用された水の料金を徴収することができない。

(簡易水道事業に関する特例)

第二十五条

2 給水人口が二千人以下である簡易水道事業を営む水道事業者は、第二十四条第一項の規定にかかわらず、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第七条に規定する市町村長との協議により、当該水道に消火栓を設置しないことができる。

(参考2) 消火栓について(その2) ー東京消防庁 HP からー

火災現場で使用した水道料金は、どのようになっているかといいますと、「水道条例」第16条を母体とした、現「水道法」第24条で、「水道事業者は当該水道に公共の消防のための消火栓を設置しなければならない」、「水道事業者は、公共の消防用として使用された水の料金を徴収することができない」と定めています。

しかし、東京を例にとりますと、地方公営企業法第17条の2などの法令に基づいて、火災現場等で使用した水道料金は、東京消防庁が水道局に支払っています。

(出典) http://www.tfd.metro.tokyo.jp/libr/qa/qa_66.htm

(参考3) 地方公営企業法一抜粋一

(経費の負担の原則)

第17条の2 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又

は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

1. その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費

(参考4) 地方公営企業法施行令一抜粋一

(一般会計等において負担する経費)

第八条の五 法第十七条の二第一項第一号 に規定する経費で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費（当該経費に係る特定の収入がある場合には、当該特定の収入の額をこえる部分）とする。

- 一 水道事業 公共の消防のための消火栓に要する経費その他水道を公共の消防の用に供するために要する経費及び公園その他の公共施設において水道を無償で公共の用に供するために要する経費

1. 消火栓数の推移（全国、上水道事業体合計）

平成30年度における全国（上水道事業体合計）の消火栓数を「地上、地下、その他」の別でみると、「地下」が全体の83.4%を占めている。

	消火栓数 地上 (基)	消火栓数 地下 (基)	消火栓数 その他(基)	消火栓数 合計(基)
H13	257,515	1,482,453	24,279	1,764,247
H14	251,412	1,499,212	25,465	1,776,089
H15	249,148	1,498,444	25,380	1,772,972
H16	260,657	1,510,689	24,685	1,796,031
H17	253,867	1,546,188	25,245	1,825,300
H18	250,846	1,614,747	29,058	1,894,651
H19	259,105	1,594,479	22,819	1,876,403
H20	261,658	1,605,361	21,192	1,888,211
H21	266,595	1,628,215	21,679	1,916,489
H22	266,511	1,618,872	22,131	1,907,514
H23	267,834	1,631,236	21,984	1,921,054
H24	270,514	1,648,152	22,461	1,941,127
H25	272,911	1,661,368	22,458	1,956,737
H26	275,021	1,709,506	23,007	2,007,534
H27	278,162	1,719,281	25,014	2,022,457
H28	285,627	1,739,960	25,438	2,051,025
H29	312,607	1,779,728	35,795	2,128,130
H30	318,346	1,786,284	36,204	2,140,834

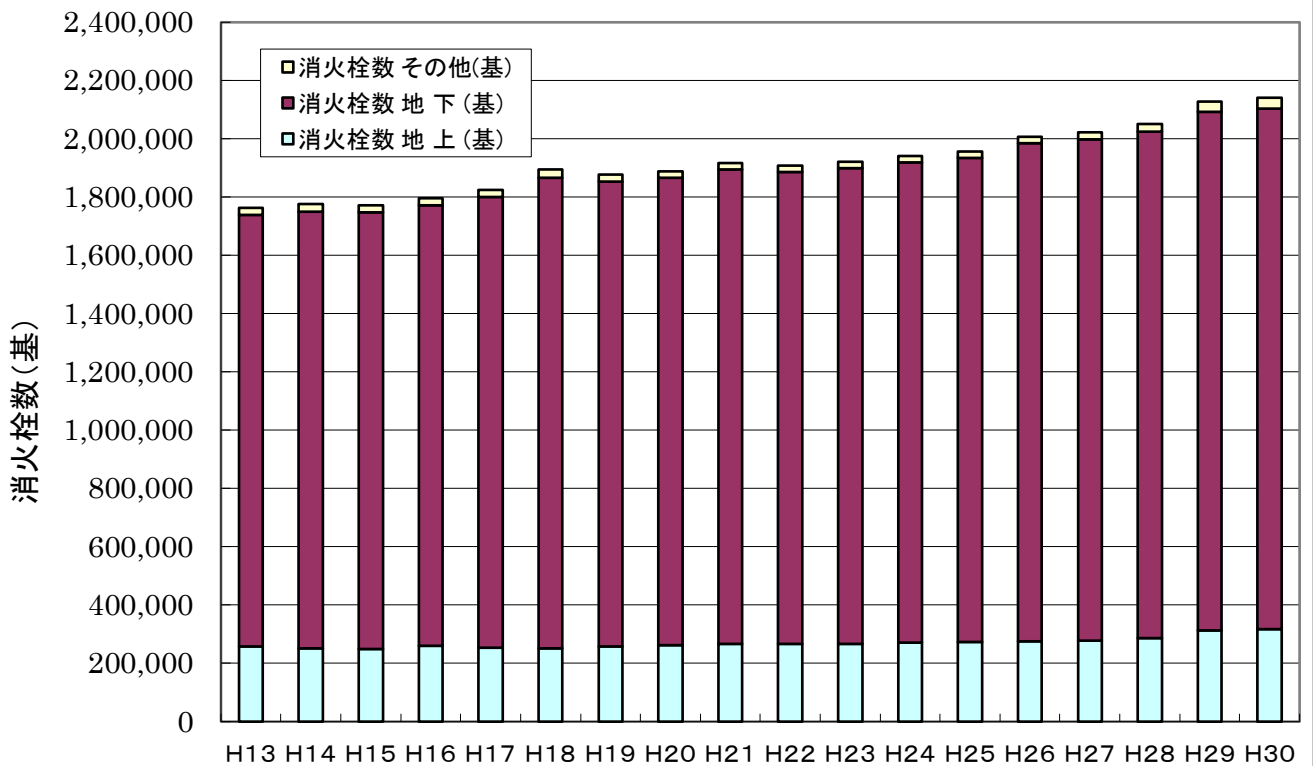


図1-1 消火栓数の推移(全国、上水道事業合計)
—積み上げ—

JWRC

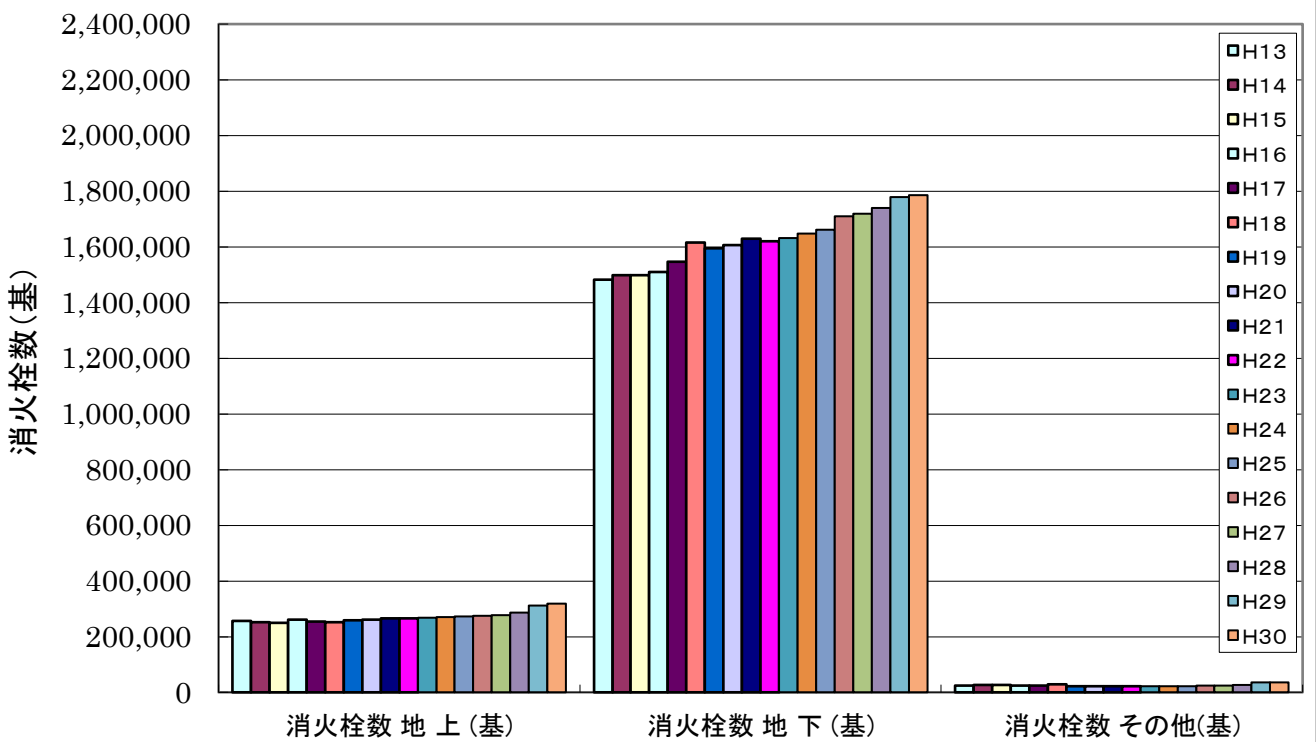
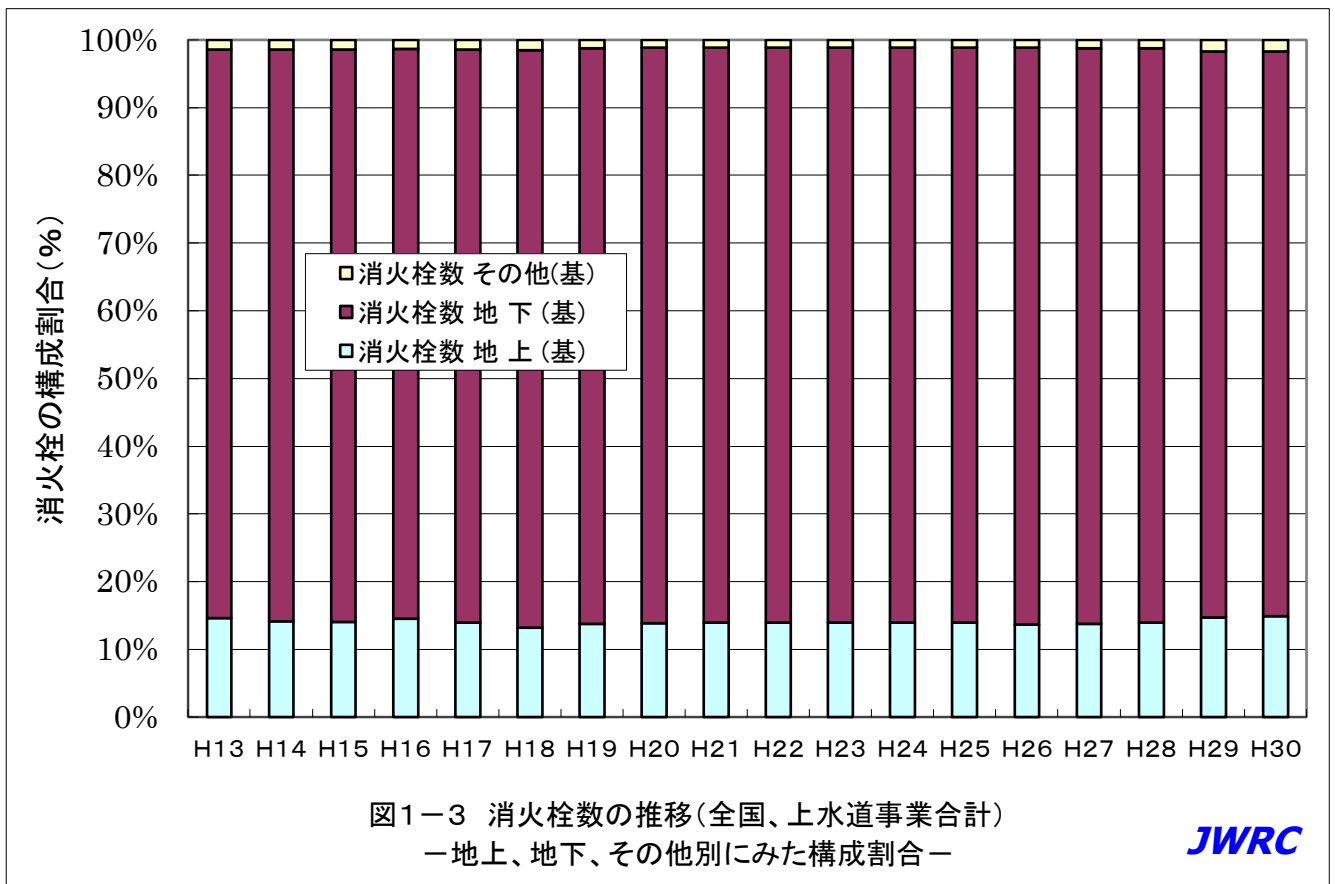


図1-2 消火栓数の推移(全国、上水道事業合計)
—地上、地下、その他別—

JWRC



2. 平成 30 年度における都道府県別にみた消火栓数（地上、地下、その他）

平成 30 年度における都道府県別にみた消火栓数は以下に示すとおりであり、積雪の多い地域では「地上式」の消火栓が多いという傾向が伺える。

都道府県名	H30 日消火栓数 地上(基)	H30 消火栓数 地下(基)	H30 消火栓数 その他(基)	H30 消火栓数 合計(基)
北海道	50,881	506	230	51,617
青森県	17,028	2,850	2	19,880
岩手県	18,169	4,116	0	22,285
宮城県	7,200	27,587	0	34,787
秋田県	15,521	211	23	15,755
山形県	22,478	62	0	22,540
福島県	10,427	21,411	45	31,883
茨城県	1,008	47,374	51	48,433
栃木県	1,333	35,470	0	36,803
群馬県	2,467	30,600	7	33,074
埼玉県	1,415	96,407	21	97,843
千葉県	1,912	79,376	423	81,711
東京都	996	135,718	13	136,727
神奈川県	600	116,450	47	117,097
新潟県	27,628	24,304	319	52,251
富山県	897	20,634	0	21,531
石川県	1,883	28,883	39	30,805

福井県	7,784	18,504	6	26,294
山梨県	2,092	12,874	30	14,996
長野県	43,645	22,305	226	66,176
岐阜県	24,080	33,008	365	57,453
静岡県	5,252	56,275	251	61,778
愛知県	3,684	110,975	1,141	115,800
三重県	3,271	45,686	2	48,959
滋賀県	3,428	32,862	52	36,342
京都府	4,432	52,113	0	56,545
大阪府	387	137,132	0	137,519
兵庫県	14,120	118,758	0	132,878
奈良県	829	28,983	11	29,823
和歌山県	459	23,376	1	23,836
鳥取県	5,581	4,859	8,392	18,832
島根県	1,430	12,616	498	14,544
岡山県	166	41,346	0	41,512
広島県	221	60,027	856	61,104
山口県	78	23,837	739	24,654
徳島県	182	15,452	75	15,709
香川県	1,091	19,222	0	20,313
愛媛県	3,062	25,251	1	28,314
高知県	173	15,240	0	15,413
福岡県	1,009	76,579	21,373	98,961
佐賀県	1,959	10,130	2	12,091
長崎県	1,499	19,950	52	21,501
熊本県	3,087	29,038	446	32,571
大分県	341	20,029	208	20,578
宮崎県	350	17,671	0	18,021
鹿児島県	2,643	17,064	0	19,707
沖縄県	168	13,163	257	13,588
全国合計	318,346	1,786,284	36,204	2,140,834

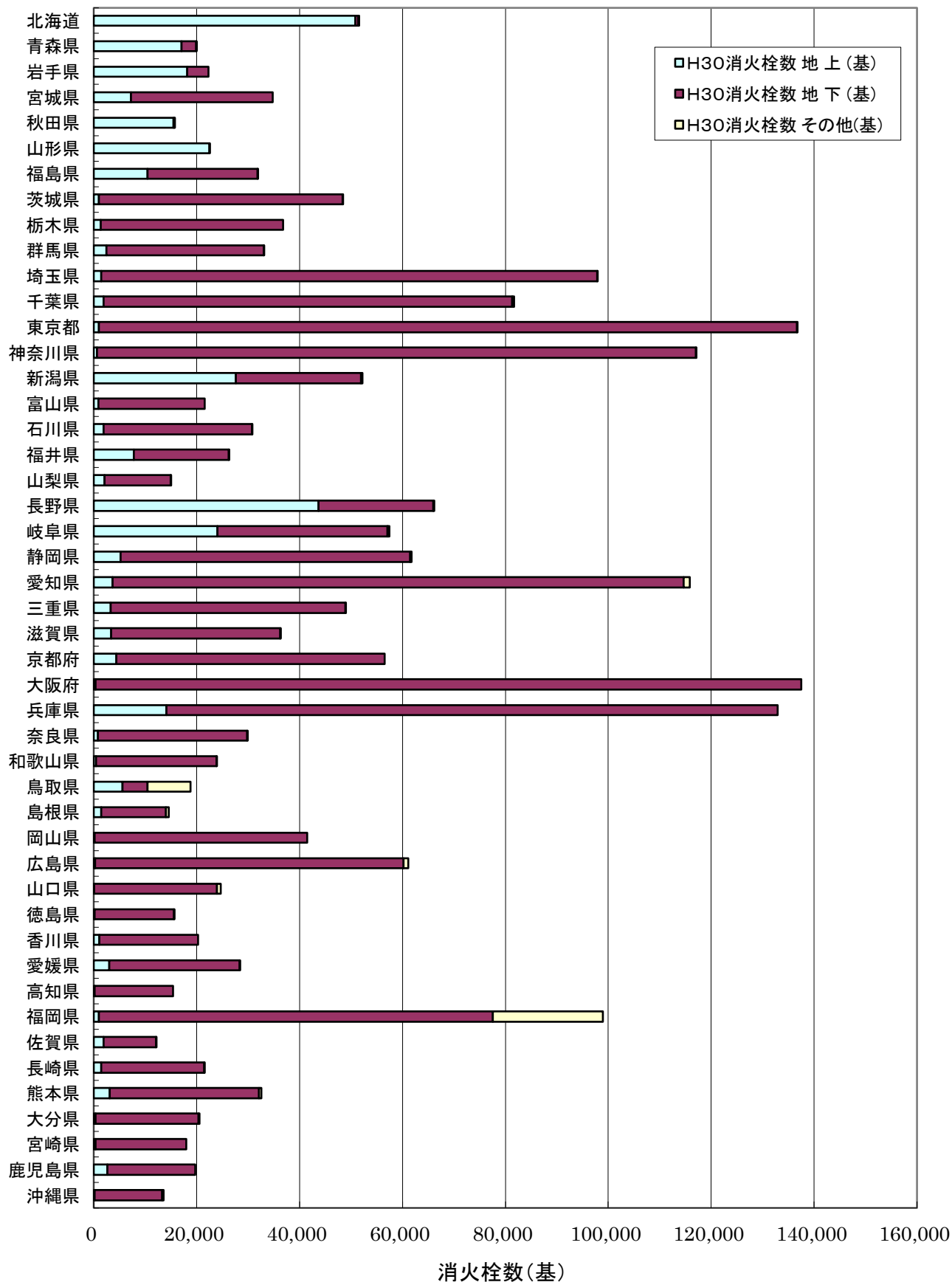


図2-1 都道府県別にみた消火栓数(上水道事業合計、平成30年度)

JWRC

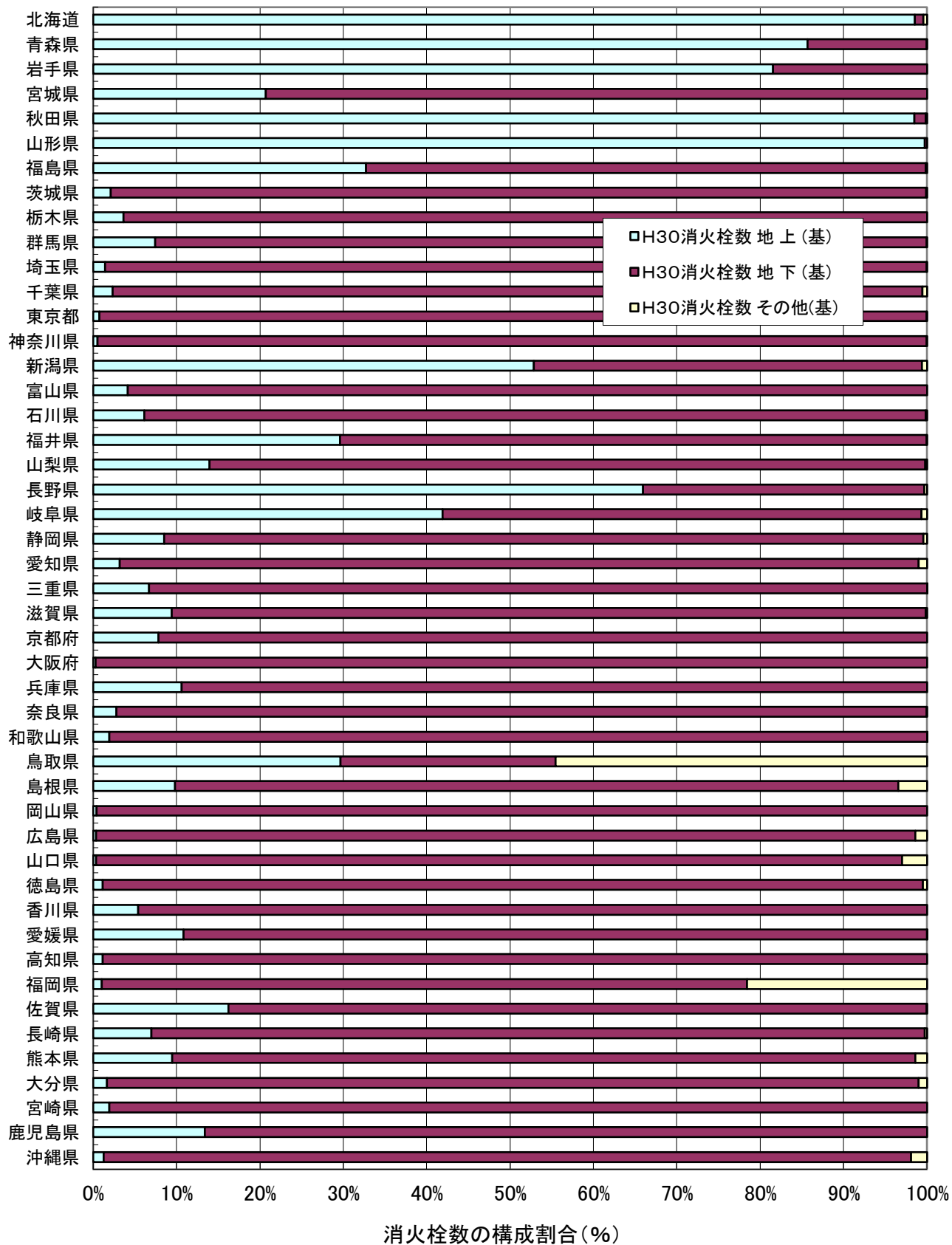


図2-2 都道府県別にみた消火栓数(上水道事業合計、平成30年度)
 -地上、地下、その他別にみた構成割合(%)-

JWRC

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までE-メールにてご連絡をお願いいたします。

〒112-0004 東京都文京区後楽2-3-28 K. I. S飯田橋ビル7F (公財) 水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-5805-0264 FAX 03-5805-0265

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー（第58号以降）は、下記アドレスでご覧になれます。

バックナンバー一覧 <http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-r3.html>

水道ホットニュースの引用・転載について

水道ホットニュースの引用・転載等を希望される方は、上記ホットニュース担当までご連絡をお願いいたします。

なお、個別の企業・商品・技術等の広告にはご利用いただけません。